

13 患者の安全確保について

医療の始まりは「患者確認」から始まる。患者誤認による事故は、重大事故に繋がるため、どんな時でもどんな場面でも必ず「患者確認」を行ってから、医療行為・看護行為を行わなければならない。

当院では「患者確認の基本行動」に沿って各部門で患者確認を行い、患者誤認による医療過誤を防止する。

13-1 患者確認の基本行動

名前が言える場合

- ①入院患者の場合 患者にフルネームで名乗ってもらう。
リストバンド、ベットネームで照合する。
- ②外来患者の場合 患者にフルネームと生年月日を名乗ってもらう。

名前が言えない場合

- ①入院患者の場合 リストバンドとベッドネームで確認する。
- ②外来患者の場合 家族、付き添いの方にフルネームと生年月日を名乗ってもらう。
同姓同名者がいる場合は、住所も確認する。

13-2 リストバンドによる確認

入院した患者全員に、患者確認のためリストバンドを装着する。

外泊や外出時には一時的にはずし、帰院後再装着する。

原則、手首に装着するが、患者の状況によっては足に装着する。

認知症や極度の皮膚脆弱など、装着による皮膚トラブルがある場合は、クリップタイプのネームホルダーを使用する。

リストバンドによる皮膚トラブルの観察を行う。

必要時には、皮膚保護材も考慮する。

長期入院患者は、リストバンドの劣化が見られたら、早目に新しいものと交換する。

患者確認の基本行動

<名前が言える方の場合>

①病棟の場合

フルネームで名乗ってもらう。

リストバンド、ベッドネームで確認する。

②外来の場合

生年月日とフルネームで名乗ってもらう。

<名前が言えない方の場合>

①病棟の場合

リストバンドとベッドネームで確認する。

②外来の場合

家族、付添いの方に生年月日とフルネームを名乗ってもらう。必要時には住所で確認する。

当院では診療や処置や検査の際には
この確認行動を基本とする。

2019年5月24日 医療安全管理マニュアルに追加